

固定式刺し網漁業

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
くるまえび刺し網漁業	志摩市阿児町甲賀ササゴの鼻正東の線以北の海域のうち東経137度29分19秒の線以西の海域。	4月1日から10月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	許可証に記載された船舶の総トン数	35	鳥羽市国崎町、同市相差町又は志摩市阿児町安乗、同市阿児町国府に住所を有する漁業者又は漁業従事者
	12				鳥羽市菅島町又は同市石鏡町に住所を有する漁業者又は漁業従事者	
かれい刺し網漁業	伊勢湾	1月1日から12月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	許可証に記載された船舶の総トン数	12	松阪市に住所を有する漁業者又は漁業従事者
	鳥羽市箱田山頂上正東の線以北の海域のうち東経137度3分13秒の線以西の海域。				5	鳥羽市菅島町に住所を有する漁業者又は漁業従事者
	鳥羽市箱田山頂上正東の線以北の海域のうち東経137度29分19秒の線以西の海域。				9	鳥羽市石鏡町又は同市国崎町に住所を有する漁業者又は漁業従事者
	志摩市阿児町甲賀ササゴの鼻正東の線以北の海域のうち東経137度29分19秒の線以西の海域。				38	鳥羽市相差町、志摩市阿児町安乗、同市阿児町国府又は同市阿児町甲賀に住所を有する漁業者又は漁業従事者
かれい刺し網漁業（紀南地区）	紀宝町井田、御浜町阿田和界の石柱（三重共第156号基点1）から105度10分の線と紀宝町井田、鶴殿界梶鼻東島頂上（旧三重共第156号基点2）から105度10分の線との間であって、最大高潮時海岸線から5,000メートル以内の海域	1月1日から12月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	南牟婁郡紀宝町井田に住所を有するものであって、平成24年2月1日時点において、当該漁業の許可等を受けている者、当該漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者
	紀宝町井田地内紀宝海岸（井田地区海岸）堤防上の漁業権基標（三重共第156号基点2）から105度10分の線と熊野川河口の中間点南東の線との間であって最大高潮時海岸線から5,000メートル以内の海域					南牟婁郡紀宝町鶴殿に住所を有するものであって、平成24年2月1日時点において、当該漁業の許可等を受けている者、当該漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者
いせえび刺し網漁業	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サを結んだ海域。 ア 志摩市大王町船越退治崎八十島照射灯（退治崎灯台） イ 北緯34度14分34秒東経136度53分07秒の点 ウ 北緯34度12分36秒東経136度50分28秒の点 エ 北緯34度10分50秒東経136度49分42秒の点 オ 北緯34度10分27秒東経136度47分50秒の点 カ 北緯34度11分12秒東経136度46分07秒の点 キ 北緯34度13分23秒東経136度46分12秒の点 ク 北緯34度12分57秒東経136度45分27秒の点 ケ 北緯34度14分11秒東経136度43分40秒の点 コ 御座崎灯台から220度00分3470mの点（三重共第88号の基点オ） サ 御座崎灯台（緯度・経度は、世界測地系による。）	10月1日から翌年4月30日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	許可証に記載された船舶の総トン数	54	志摩市志摩町片田、同市志摩町布施田、同市志摩町和具、同市志摩町御座、同市志摩町越賀に住所を有する漁業者又は漁業従事者

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
いせえび刺し網漁業 (紀南地区)	次の基点1、ア、イ、基点2の各点を順次に結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 基点1 紀宝町井田、旧鶴殿村界にある通称梶鼻南島頂上 基点2 紀宝町井田地内紀宝海岸(井田地区海岸)堤防上の漁業権基標 ア 基点1から真方位105度10分の線とウから真方位15度25分の線との交点 イ 基点2から真方位105度10分の線とウから真方位15度25分の線との交点 ウ 鶴殿港防波堤(北)先端北角	10月1日から4月30日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	南牟婁郡紀宝町井田に住所を有するものであって、平成24年9月30日時点において、当該漁業の許可等を受けている者、当該漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者
	1 次の基点1、ア、イの各点を順次に結んだ直線と鶴殿港防波堤(北)及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 基点1 紀宝町井田、旧鶴殿村界にある通称梶鼻南島頂上 ア 基点1から真方位105度10分の線とイから真方位15度25分の線との交点 イ 鶴殿港防波堤(北)先端北角 2 次のウとエを結ぶ線と鶴殿港防波堤(南)と鶴殿港南防波堤とによって囲まれた海域 ウ 鶴殿港防波堤(南)先端南角 エ 鶴殿港南防波堤南東角 3 次のオ、カを長辺とし、沖側に向かう50メートルの線を短辺とする長方形で囲まれた海域 オ 鶴殿港防波堤(東)の北側先端東角 カ 鶴殿港防波堤(東)の南側先端東角					南牟婁郡紀宝町鶴殿に住所を有するものであって平成24年9月30日時点において、当該漁業の許可等を受けている者、当該漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者
きす刺し網漁業	紀宝町井田地内紀宝海岸(井田地区海岸)堤防上の漁業権基標(三重共第156号基点2)から真方位105度10分の線と紀宝町井田、同町鶴殿界梶鼻東島頂上(旧三重共第156号基点2)から真方位105度10分の線との両線間における海域のうち最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域	1月1日から12月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	南牟婁郡紀宝町井田に住所を有するものであって、平成22年7月1日時点において、当該漁業の許可等を受けている者及び当該漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者
	紀宝町井田地内紀宝海岸(井田地区海岸)堤防上の漁業権基標(三重共第156号基点2)から真方位105度10分の線と熊野川河口の中間点南東の線との両線間における海域のうち最大高潮時海岸線から3,000メートル以内の海域	1月1日から12月31日まで				南牟婁郡紀宝町鶴殿に住所を有するものであって、平成22年7月1日時点において、当該漁業の許可等を受けている者及び当該漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間は以下のとおりとする。

- (1) きす刺し網漁業、かれい刺し網漁業(紀南地区)、いせえび刺し網漁業(紀南地区)周年
(2) 上記以外の漁業種類
令和2年12月7日から令和3年1月8日まで

3 備考

許可又は起業の認可には、以下に掲げる条件を付す。

漁業種類	操業区域の条件	その他
くるまえび刺し網漁業	(鳥羽市国崎町、同市相差町又は志摩市阿児町安乗、同市阿児町国府) 操業区域のうち、次に掲げる海域を除く。 1 鳥羽市箱田山頂上正東の線以北の海域 2 最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域及び共同漁業権漁場 3 志摩市阿児町安乗旧安乗灯台跡から真方位135度20分の線以南の海域	1 魚礁の周囲500メートル以内の海域においては操業してはならない。 2 日没から日の出までの間は1,000メートルの距離から視覚的に確認できる灯火を漁具の両端に設置して操業しなければならない。 3 日の出から日没までの間は漁具の両端に標識を設置して操業しなければならない。
	(鳥羽市菅島町又は同市石鏡町) 操業区域のうち、次に掲げる海域を除く。 1 伊勢市朝熊山頂上正東の線以北の海域 2 最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域	

漁業種類	操業区域の条件	その他
かれい刺し網漁業	(松阪市) 操業区域のうち、共同漁業権漁場を除く。	定めず
	(鳥羽市菅島町) 操業区域のうち、次に掲げる海域を除く。 1 伊勢市朝熊山頂上正東の線以北の海域 2 最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域	
	(鳥羽市石鏡町又は同市国崎町) 操業区域のうち、次に掲げる海域を除く。 1 伊勢市朝熊山頂上正東の線以北の海域 2 最大高潮時海岸線から2,000メートル以の海域	
	(鳥羽市相差町、志摩市阿児町安乗、同市阿児町国府又は同市阿児町甲賀) 操業区域のうち、次に掲げる海域を除く。 1 鳥羽市箱田山頂上正東の線以北の海域 2 最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域及び共同漁業権漁場 3 志摩市阿児町安乗旧安乗灯台跡から真方位135度20分の線以南の海域	
かれい刺し網漁業 (紀南地区)	(南牟婁郡紀宝町井田) 操業区域のうち、三重共第156号を除く。	定めず
	(南牟婁郡紀宝町鶴殿) 定めず	
いせえび刺し網漁業	(志摩市志摩町片田、同市志摩町布施田、同市志摩町和具、同市志摩町御座、同市志摩町越賀) 操業区域のうち、共同漁業権漁場を除く。	1 魚礁において操業してはならない。 2 当該海域内の漁業協同組合間で締結した操業協定に従わなければならない。
いせえび刺し網漁業 (紀南地区)	(南牟婁郡紀宝町井田) 定めず	定めず
	(南牟婁郡紀宝町鶴殿) 操業区域のうち、イを中心とする半径50メートルの円で囲まれた海域を除く。	
きす刺し網漁業	定めず	定めず